

岩手県滝沢市と公立大学法人岩手県立大学と株式会社エー・アール・シーとの地域活性化を目的とした連携・協力に関する協定書

岩手県滝沢市（以下「甲」という。）と公立大学法人岩手県立大学（以下「乙」という。）と株式会社エー・アール・シー（以下「丙」という。）とは、相互又は三者の連携を強化し、地域の一層の活性化を図るため、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙並びに丙が相互又は三者の連携と協働による活動を推進し、三者の資源やノウハウ、ネットワークを有効に活用した学生の新技術の学びと企業との交流の場を創出することにより、甲の地域活性化を図ることを目的とする。

（協力事項等）

第2条 甲及び乙並びに丙は、前条の目的を達成するため、情報及び意見の交換に努めるとともに、次の各号に定める事項について、連携して取り組むことが可能な案件の検討及び推進、実施に努めるものとする。

- (1) ビッグルーフ滝沢や岩手県立大学地域連携棟等を活用した、学生向けの学びの場の実現に関する事項
 - (2) 本事業を含み、地域活性化をはかる取り組みを継続的に実施するための連携に関する事項
 - (3) その他、甲乙丙三者が合意した事項
- 2 甲及び乙並びに丙は、第1条に定める目的の達成に向けた前項各号に定める事項にかかる連携の検討・実施にあたり、法令の範囲内において、甲においては地元企業及びその他関係者の調整・周知、乙においては地域連携棟内ラボの提供や学生の派遣、丙においては講座開設や運営のノウハウなど、それぞれが有する資産及び人的資源の活用に努めるものとする。
- 3 本協定の履行について甲及び乙並びに丙が要した諸費用は、各当事者の自己負担とする。

（個別の協議）

第3条 甲及び乙並びに丙は、本協定に基づき、前条各号の事項について、連携及び協力を実施することに合意したときは、当該事項の具体的な取り組み内容および実施方法（費用負担等を含む。）に関して協議し、書面による合意（以下「正式契約」という。）の上、別途取り決めるものとする。

(有効期限)

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とし、有効期間が満了する日の1箇月前までに、甲又は乙又は丙のいずれからも別段の書面による通知が無い場合は、本協定は自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(秘密保持義務)

第5条 甲及び乙並びに丙（本条において以下「受領者」という。）は、本協定に基づく連携及び協力を実施するに当たり、相手方（本条において以下「開示者」という。）から提供を受け又は知り得た相手方の情報（以下「秘密情報」という。）について、本協定の期間中はもとより本協定の終了後も秘密を厳守し、本協定の履行以外の目的に利用し、又は如何なる第三者に対してもこれを開示し、又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合又は法令により開示を義務付けられた場合は、この限りでない。

- 2 本条にいう「秘密情報」には、以下の各号に該当する情報は含まれないものとする。
- (1) 開示の時点で公知のもの、又は開示の後に、受領者の責に帰せざる事由により公知となったもの。
 - (2) 開示の時点で、受領者が既に保有していたもの。
 - (3) 開示者から開示された秘密情報によらず受領者が独自に開発したもの。
 - (4) 受領者が正当な権限を有する第三者から適法に入手したもの。

(協定の見直し)

第6条 甲又は乙又は丙のいずれかが本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度甲乙丙協議の上書面による合意にてこれを定めるものとする。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等を生じた場合は、甲乙丙協議して、これを解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年9月23日

甲 滝沢市

所在地 岩手県滝沢市中鵜飼55番地

名称 滝沢市長 主濱 了



乙 公立大学法人岩手県立大学

所在地 岩手県滝沢市巣子152番地52

名称 公立大学法人岩手県立大学

学長 鈴木 厚人



丙 株式会社エー・アール・シー

所在地 東京都品川区東大井5丁目11番2号 K-11ビル2F

名称 株式会社エー・アール・シー

代表取締役 太田 貴之

